

農業用廃プラスチック類の適正処理について

以下の内容に注意のうえ、適正処理へのご協力ををお願いします。

①分別した古ビニール及び、廃ポリフィルムは、泥を落とし、木片・金属などの異物を完全に取除いてください。

年数回指定日に回収するもの		年3回指定日に回収するもの
古ビニール42円/kg	廃ポリフィルム53円/kg	塩ビパイプ等、その他農業用産廃69円/kg
○塩化ビニール被覆材 ○塩ビホース(灌水用のみ) ㊟ 焼けて劣化したビニールは回収出来ません。 ※ 取扱いできるのは、被覆材と柔らかい塩ビホースだけです。 ※ 塩ビパイプや農業散布用のホース、焼けたビニールは古ビニールと一緒に回収できません。 ※ 塩ビパイプや焼けたビニールについては右欄の年3回の回収日に回収を行います。	○透明ポリ ・農業用ポリフィルム(農ポリ) ・農業用POフィルム(農ポリ) ・ポリタクト ・エコポカプチ ・透明ポリマルチ ・サニーコート <hr/> ○雑色ポリ(色ポリ) ・灌水チューブ ・育苗ポリポット ・肥料袋(ポリ系) ・ポリマルチ(色つき ※グリーン以外) ・シルバーポリフィルム ・農酢酸フィルム ※金属部は要除去 <hr/> ○硬質ポリ ・育苗コンテナ(PE・PP硬質) ・ポリタング(20%以下) ・収穫コンテナ ※20%以上の大きいものは小さく分割をすと受入できます。 <hr/> ○その他ポリ ・マイカー線 ・結束バンド	㊟ 塩ビパイプ等とその他農業用産廃は同じ日に回収します ○塩ビパイプ(灌水パイプ) ○あぜなみ(塩ビ) ※塩ビパイプは4m以下に切って、両端を揃えてしぼってください。 ※塩ビでない部品は必ず除去してください。 ○ネット類全般 ○寒冷紗 ○インレール ○パッカー ○耐圧ホース ○エステル線 ○止水シート ○ラプシート ○金属類(釘、針金、ピネット、鉄管、機械部品、ハウスの廃材など) ○不織布(パオパオなど) ○フレコンパック ○焼けて劣化しているビニール ○ホース内洗浄済みの農業散布用ホース ○グリーンマルチ ○ポリシート(ブルーシート) ○PP袋(ケントップ用袋等) ※農業以外の目的で排出されるものは回収していません。 ※水でホースの内部を洗浄していない農業散布用ホースは回収出来ません。 ※下記の廃プラで回収できないもの以外の農業用産廃全般は回収できます。
廃プラで回収できないもの		
(1) 農業や灯油などを使用した容器 (2) 廃農業液(JAが指定日に回収) (3) ビニールの芯 (4) 木材、紙類などの燃えるゴミ ※ 紙類、段ボール類、木材、植物性残さ、蜂の巣箱等は一般廃棄物に分類されますので、安芸市一般廃棄物最終処分場へ直接搬入してください。		
安芸市では、農家の皆様の費用負担を軽減するため、回収費用を一部補助しています。 ・古ビニール 5円補助 47円 → 42円 ・廃ポリフィルム 10円補助 63円 → 53円 ※その他農業用産廃には補助がありません。		
何に分別できるか不明なものについては、下記までお問い合わせください。 ■お問い合わせ先 ・JA高知県あき宮農経済センター購買課 ☎34-8321 ・安芸市役所 農林課 農業振興係 ☎35-1016 ・(社)高知県農業用廃プラスチック処理公社 高知市春野町 ☎088-894-3550		

② 取り扱いやすいように折たたんで10kg程度の塊にし、同じ素材のヒモで2カ所を縛ってください。



＜注意＞
廃ポリフィルムは、透明ポリ、雑色(色つき)ポリ、硬質ポリ、その他ポリの4種に分けて分別回収をしています。上記の表を参考に、各ご家庭で種類ごとに分けて荷下ろしをしやすいようにお持ちください。

令和8年度回収日程

回収日	回収品目	回収対象地区	回収場所	回収時間
6月	10日 水	古ビニール	伊尾木、川北、東川、土居、安芸、下山	安芸集出荷場 8:30~11:00
	11日 木	廃ポリ		
	17日 水	その他産業廃棄物	全地区	
	25日 木	廃ポリ	畑山、井ノ口、穴内、赤野	
7月	8日 水	古ビニール		
	9日 木	廃ポリ		
	16日 木	廃ポリ	伊尾木、川北、東川、土居、安芸、下山	
	29日 水	古ビニール		
30日 木	廃ポリ	畑山、井ノ口、穴内、赤野		
8月	5日 水		古ビニール	
	6日 木		廃ポリ	
	20日 木		廃ポリ	伊尾木、川北、東川、土居、安芸、下山
	26日 水	古ビニール		
27日 木	廃ポリ	畑山、井ノ口、穴内、赤野		
9月	2日 水		古ビニール	畑山、井ノ口、穴内、赤野
	3日 木		廃ポリ	
	9日 水		古ビニール	赤野 (旧マルシン倉庫)
	10日 木	廃ポリ		
10月	1日 木	その他産業廃棄物	安芸集出荷場 9:00~11:00 ※10月から回収時間が変わります。 ご注意ください。	
	7日 水	古ビニール		
	8日 木	廃ポリ		
11月	4日 水	古ビニール		全地区
	5日 木	廃ポリ		
12月	9日 水	その他産業廃棄物		全地区
	16日 水	古ビニール		
	17日 木	廃ポリ		

※地区別に決められている回収日の割り振りにご協力をお願いします。

※雨天の日は、正確な計量ができないため回収を中止します。

※毎月口座引落日は20日(休日の場合は、翌営業日)になりますが、12月分は口座引落日が25日になりますのでご注意ください。

天候が不安定で回収があるか分からない場合は、回収当日にJA各支所または市農林課へお問い合わせください。

<注意事項>

○事務処理の委任状に署名をお願いします。

※今までに委任状を書いていない方のみ

廃棄物の処理には、マニフェスト(管理票)の使用が義務付けられています。

それらの事務を皆様に代わって行うために、委任状が必要です。

委任状をお求めの際は最寄のJA支所、または回収時に係員までお尋ねください。

委任状の提出は最寄のJA支所、又は回収時にお持ちください。

(注)「塩ビ系・その他農業用産廃」の持ち込みを希望される方は専用の委任状の提出が必要です。

○お支払いは、原則、口座振替(引き落とし)または口座振込をご利用ください。

【口座振替(引き落とし)の場合】→口座振替依頼書の提出を！

※口座番号を変更した場合や排出者が変わった場合は、口座振替依頼書の再提出をお願いいたします。

※口座振替依頼書の受け取りおよび提出は、最寄のJA支所、または回収時に係員までお願いいたします。

【口座振込の場合】→指定の口座へ振り込んでください。

※振込口座情報は、回収時にお渡します。

○産業廃棄物の適正処理にご協力ください。

事業活動で排出される産業廃棄物は、排出者の責任で適正に処理することが義務付けられています。



燃やさない！



しっかり分別！

古ビニールや廃ポリはそれぞれ同じ素材でしばってください。
マイカー線、エスター線などでビニールをしばって回収時に出さないでください。

※果箱等は一般廃

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、山林等への投棄の禁止、野焼きや自分の所有地で焼いたり、自分で埋め立てることも禁止されています。

違反した場合には、5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、又はその併科に処せられます。不法投棄や野焼きは環境汚染や周辺住民の健康にも影響を及ぼします。

環境保全のためにも、適正処理にご協力ください。

<<廃プラ類の回収でよくある質問Q&A>>

■廃ポリフィルムの回収について

問1 廃ポリ回収日に、ネット類や寒冷紗、止水シート、パッカー、インレールの回収はできますか？

答1 ×できません。→「塩ビパイプ・あぜなみ・その他農業用産業廃棄物」の回収日にお持ちください。

問2 ポリの肥料袋は回収できますか？

答2 ○できます。→廃ポリの日に色ポリとして回収しています。

■古ビニールの回収について

問3 茶色くなってポロポロとくずれるビニール(劣化したビニール)は回収できますか？

答3 ×できません。→「塩ビパイプ・あぜなみ・その他農業用産業廃棄物」の回収日にお持ちください。

問4 黒い灌水器用ホースは回収できますか？

答4 ○できます。→古ビニールの日に回収しています。

■塩ビ系(塩ビパイプ、あぜなみ)やその他農業用産廃の回収について

問5 塩ビパイプやその他農業用産廃の事前申し込みは必要ですか？

答5 ×必要ありません。→但し、委任状が必要です。
未提出の方は事前、もしくは当日にご提出いただけます。

問6 止水シートはどの回収日ですか？

答6 「塩ビパイプ・あぜなみ・その他農業用産業廃棄物」の回収日にお持ちください。

問7 塩ビパイプについているノズルや金属は除けないといけませんか？

答7 除去してください。→破碎・再生処理を行う為、塩ビ以外のものを混ぜないようお願いします。

問8 農薬容器や農薬は回収できますか？

答8 ×できません。→農薬容器関係はJA生産資材課が担当しておりますのでお問合せください。

問9 農薬散布用ホースは回収できますか？

答9 △ホース内もよく水を通し、洗浄済であれば回収します。
→洗浄していないものは回収出来ません。ご注意ください。

問10 なんでも回収できますか？(ハウスカーや金属類など)

答10 農薬・灯油関係以外で、燃えない農業用産業廃棄物であれば、殆どのものを回収できます。
詳しくは回収品目表をご覧ください。